

第2次石川町 地球温暖化防止実行計画 事務事業編

令和6年12月



石川町

目 次

第1章	計画策定の背景と基本的事項	1
第1節	計画策定の背景	1
第2節	基本的事項.....	5
第2章	温室効果ガスの排出状況	7
第1節	「温室効果ガス総排出量」	7
第2節	温室効果ガスの排出削減に向けた課題.....	9
第3章	温室効果ガスの排出削減目標	10
第1節	目標設定の考え方	10
第2節	温室効果ガスの削減目標	10
第4章	温室効果ガス削減目標達成に向けた取組	11
第1節	基本方針	11
第2節	基本方針にもとづく施策・指標、取組内容.....	13
第5章	進捗管理体制と進捗状況の公表	20
第1節	計画の推進体制	20
第2節	計画の進捗管理・進捗状況の公表	21
資料編		22

第1章 計画策定の背景と基本的事項

第1節 計画策定の背景

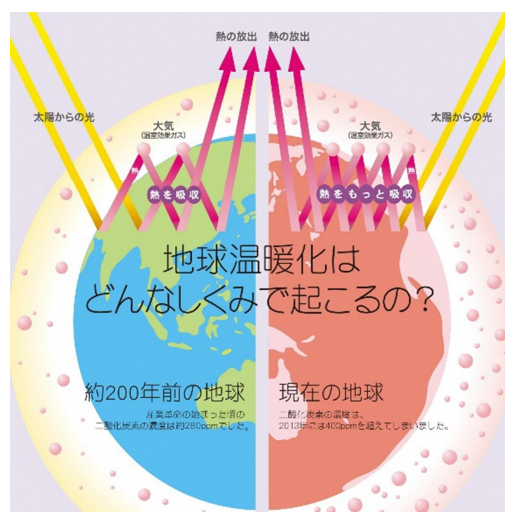
1. 地球温暖化の現状と影響

(1) 地球温暖化と気温の上昇

地球は、太陽からの熱によって温められ、その熱は地表や海で反射して宇宙に放出されています。地球の表面にある窒素や酸素、二酸化炭素などは「温室効果ガス」と呼ばれ、太陽からの熱を吸収し、地表から宇宙への熱の放出を防いで、地球の平均気温を 14℃程度に保つ役割を持っています。この「温室効果ガス」が増えすぎると、宇宙への熱の放出が妨げられ、地球の気温が上昇します。これが「地球温暖化」です。

産業革命以降、石炭や石油などをエネルギー源として大量に使用するようになり、大気中の二酸化炭素の濃度が上昇しています。IPCC「気候変動に関する政府間パネル」の第6次評価報告書によると、化石燃料依存型の発展下で気候政策を導入しない 最大排出量シナリオといわれる

「SSP5-8.5」のシナリオの場合、今世紀末までに工業化以前（1850-1900 年を基準とする）と比べて、世界の平均気温は 3.3～5.7℃上昇すると予測されています。



【(出典) 温室効果ガスインベントリオフィス
全国地球温暖化防止活動推進センターウェブサイト (<http://www.jccca.org/>) より】

(2) 気候変動の影響

地球温暖化問題は、その予想される影響の大きさや深刻さから見て、人類の生存基盤に関わる安全保障の問題と認識されており、最も重要な環境問題の一つとされています。既に世界的にも平均気温の上昇、雪氷の融解、海面水位の上昇が観測されています。

2021 年 8 月には、IPCC 第 6 次評価報告書第 1 作業部会報告書が公表され、同報告書では、人間の影響が大気、海洋及び陸域を温暖化させてきたことには疑う余地がないこと、大気、海洋、雪氷圏及び生物圏において、広範囲かつ急速な変化が現れていること、気候システムの多くの変化（極端な高温や大雨の頻度と強度の増加、強い熱帯低気圧の割合の増加等）は、地球温暖化の進行に直接関係して拡大することが示されました。

個々の気象現象と地球温暖化との関係を明確にすることは容易ではありませんが、今後、地球温暖化の進行に伴い、このような猛暑や豪雨のリスクは更に高まることが予測されています。

2. 地球温暖化対策を巡る国際的な動向と国内動向

(1) 地球温暖化対策を巡る国際的な動向

2015 年 11 月から 12 月にかけて、フランス・パリにおいて、COP21 が開催され、京都議定書以来 18 年ぶりの新たな法的拘束力のある国際的な合意文書となるパリ協定が採択されました。

合意に至ったパリ協定は、国際条約として初めて「世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて 2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求すること」や「今世紀後半の温室効果ガスの人為的な排出と吸収の均衡」を掲げたほか、附属書 I 国（いわゆる先進国）と非附属書 I 国（いわゆる途上国）という附属書に基づく固定された二分論を超えた全ての国の参加、5 年ごとに貢献

（nationally determined contribution）を提出・更新する仕組み、適応計画プロセスや行動の実施等を規定しており、国際枠組みとして画期的なものと言えます。

2018 年に公表された IPCC「1.5℃特別報告書」によると、世界全体の平均気温の上昇を、2℃を十分下回り、1.5℃の水準に抑えるためには、CO₂ 排出量を 2050 年頃に正味ゼロとすることが必要とされています。この報告書を受け、世界各国で、2050 年までのカーボンニュートラルを目標として掲げる動きが広がりました。

(2) 地球温暖化対策を巡る国内動向

2020 年 10 月、我が国は、2050 年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち、2050 年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことを宣言しました。翌 2021 年 4 月、地球温暖化対策推進本部において、2030 年度の温室効果ガスの削減目標を 2013 年度比 46%削減することとし、さらに、50 パーセントの高みに向けて、挑戦を続けていく旨が公表されました。

また、2021 年 6 月に公布された地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 54 号）では、2050 年までの脱炭素社会の実現を基本理念として法律に位置付け、区域施策編に関する施策目標の追加や、地域脱炭素化促進事業に関する規定が新たに追加されました。政策の方向性や継続性を明確に示すことで、国民、地方公共団体、事業者等に対し予見可能性を与え、取組やイノベーションを促すことを狙い、さらに、市町村においても区域施策編を策定するよう努めるものとされています。

さらに、2021 年 6 月、国・地方脱炭素実現会議において「地域脱炭素ロードマップ」が決定されました。脱炭素化の基盤となる重点施策（屋根置きなど自家消費型の太陽光発電、公共施設など業務ビル等における徹底した省エネと再エネ電気調達と更新や改修時の ZEB 化誘導、ゼロカーボン・ドライブ等）を全国津々浦々で実施する、といったこと等が位置付けられています。

2021 年 10 月には、地球温暖化対策計画の閣議決定がなされ、5 年ぶりの改定が行われました。改定された地球温暖化対策計画では、2050 年カーボンニュートラルの実現に向けて気候変動対策を着実に推進していくこと、中期目標として、2030 年度において、温室効果ガスを 2013 年度から 46%削減することを目指し、さらに、50%の高みに向け、挑戦を続けていくという新たな削減目標も示され、2030 年度目標の裏付けとなる対策・施策を記載した目標実現への道筋を描いています。

図表 1 - 1 地球温暖化対策計画における 2030 年度温室効果ガス排出削減量の目標

温室効果ガス排出量・吸収量 (単位: 億t-CO ₂)		2013排出実績	2030排出量	削減率	従来目標
エネルギー起源CO ₂		14.08	7.60	▲46%	▲26%
部門別	産業	4.63	2.89	▲38%	▲7%
	業務その他	2.38	1.16	▲51%	▲40%
	家庭	2.08	0.70	▲66%	▲39%
	運輸	2.24	1.46	▲35%	▲27%
	エネルギー転換	1.06	0.56	▲47%	▲27%
非エネルギー起源CO ₂ 、メタン、N ₂ O		1.34	1.15	▲14%	▲8%
HFC等4ガス(フロン類)		0.39	0.22	▲44%	▲25%
吸収源		-	▲0.48	-	(▲0.37億t-CO ₂)
二国間クレジット制度(JCM)		官民連携で2030年度までの累積で1億t-CO ₂ 程度の国際的な排出削減・吸収量を目指す。我が国として獲得したクレジットを我が国のNDC達成のために適切にカウントする。			-

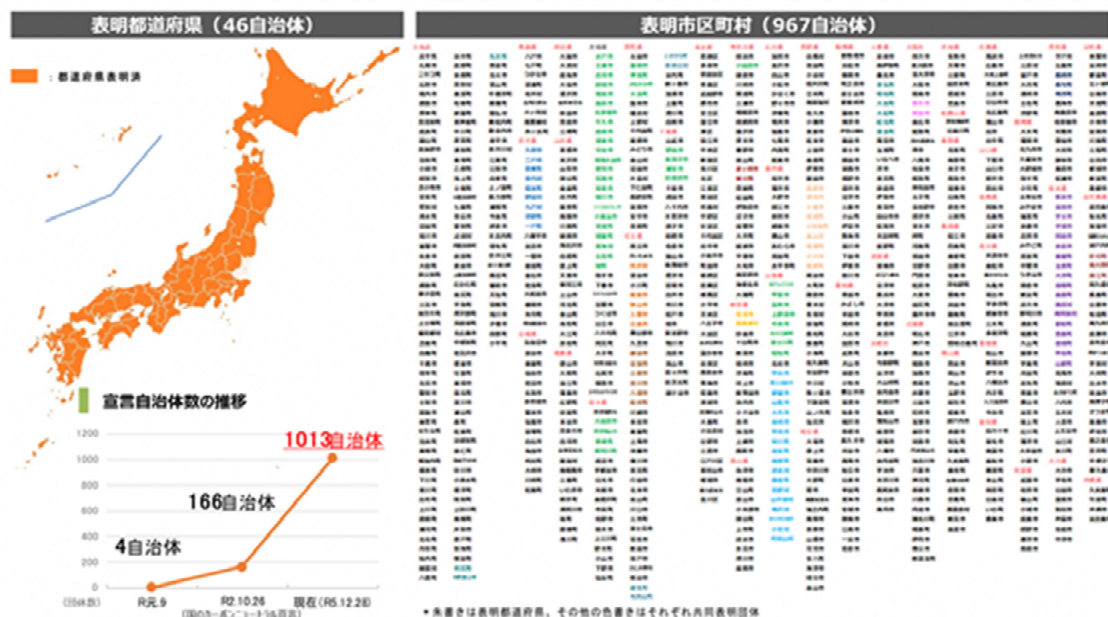
【出典：環境省（2021）「地球温暖化対策計画」】

2021 年 10 月には、政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画（政府実行計画）の改定も行われました。温室効果ガス排出削減目標を 2030 年度までに 50%削減（2013 年度比）に見直し、その目標達成に向け、太陽光発電の導入、新築建築物の ZEB 化、電動車の導入、LED 照明の導入、再生可能エネルギー電力調達等について、政府自らが率先して実行する方針が示されました。

なお、地球温暖化対策計画では、都道府県及び市町村が策定及び見直し等を行う地方公共団体実行計画の策定率を 2025 年度までに 95%、2030 年度までに 100%とすることを目指すとしています。

また、「2050 年までの二酸化炭素排出量実質ゼロ」を目指す地方公共団体、いわゆるゼロカーボンシティは、2019 年 9 月時点ではわずか 4 地方公共団体でしたが、2023 年 12 月末時点においては 1,013 地方公共団体と加速度的に増加しています。

図表 1 - 2 地球温暖化対策計画における 2030 年度温室効果ガス排出削減量の目標



【出典：環境省（2023）「地方公共団体における 2050 年二酸化炭素排出実質ゼロ表明の状況」】

3. 地球温暖化対策を巡る本町の動向

石川町においても、パリ協定および地球温暖化対策の推進に関する法律の主旨を踏まえ、2009年10月「第1次石川町地球温暖化防止実行計画」を策定し、職員による省エネ行動の徹底や、電気・燃料・水道使用量及び紙使用量等の削減、廃棄物の減量化、資源ごみのリサイクル等を通じ、温室効果ガスの排出削減に取り組んでまいりました。

その後、国内外における地球温暖化対策に対する社会的要請の変化を受けて、明確な温室効果ガスの削減ビジョンを定め、そのビジョン達成に向けて組織的かつ具体的に取り組んでいくための計画が必要となっていることから、2023年3月に「第2次石川町地球温暖化防止計画（事務事業編）」として見直しを行いました。

コラム 指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）の設置について

指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）とは、改正気候変動適応法に基づき、適当な冷房設備を有する等の要件をみなす施設を、誰もが利用できる暑さをしのげる施設として市町村長が指定した施設のことを指します。

また、指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）は、熱中症特別警戒情報（熱中症特別警戒アラート）が発表された際に、事前に公開されている開放可能日時において解放されることとなっています。

石川町においても、下記の施設を指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）として指定しています。

○指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）として指定されている施設（2024年12月時点）

施設名称	休館日	開設時間
石川町文教福祉複合施設 （モトガッコ）	－	9：00－21：00
石川町立歴史民俗資料館 （イシニクル）	月曜日	9：00－17：00
石川町役場	土曜日・日曜日・祝日	8：30－17：00
石川自治センター	月曜日	8：30－17：00
野木沢自治センター	月曜日	8：30－17：00
母畑自治センター	月曜日	8：30－17：00
山橋自治センター	月曜日	8：30－17：00
中谷自治センター	月曜日	8：30－17：00
沢田自治センター	月曜日	8：30－17：00

※設備点検等に伴い、臨時で休館となる場合があります

※開設期間については、石川町HPにより公表します。

第2節 基本的事項

1. 計画策定の目的

本計画は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」（以下「温対法」という。）第21条第1項の規定に基づく法定計画として、温室効果ガス排出量の削減に取り組むため、前計画である「第1次石川町地球温暖化対策実行計画」の推進結果、庁舎移転等における環境の変化等を検証し、見直しを行ったうえで、石川町が実施している事務・事業に関し、省エネルギー・省資源、廃棄物の減量化などの取り組みを推進し、温室効果ガスの排出量を削減することを目的として策定するものです。

また、本計画は、温対法に基づく法定計画として策定するものですが、石川町の全ての行政活動の基本であり、かつ最上位計画である「石川町第6次総合計画」（2019年3月策定）において、資源循環の推進が明記されていることから同計画の個別計画としての性格を併せ持ちます。

2. 対象とする範囲

本計画の対象範囲は、石川町の全ての事務・事業とします。なお、対象範囲の詳細は資料編を参照してください。

3. 対象とする温室効果ガス

石川町には下水処理施設や麻酔剤（笑気ガス）を使用する大規模病院が存在しないため、CH₄やN₂O等の排出による影響は小さいと考えられます。そのため、石川町事務事業編が対象とする温室効果ガスは、地球温暖化対策推進法第2条第3項に掲げる7種類の物質のうち、排出量の多くを占めている二酸化炭素（CO₂）のみとします。

図表1－3 地球温暖化対策推進法第2条第3項で規定する7物質

ガス種類	人為的な発生源	本計画の対象
二酸化炭素 (CO ₂)	【エネルギー起源】 施設での電気や燃料（プロパンガス、灯油、A重油など）の使用、公用車での燃料（ガソリンなど）の使用により排出されるもの。 【非エネルギー起源】 廃プラスチックの焼却等により排出されるもの。	○
メタン (CH ₄)	自動車の走行や、燃料の燃焼、一般廃棄物の焼却、し尿・雑排水の処理により排出されるもの。	×
一酸化二窒素 (N ₂ O)	自動車の走行や、燃料の燃焼、一般廃棄物の焼却、し尿・雑排水の処理により排出されるもの。	×

ハイドロフルオロカーボン (HFC)	カーエアコンの使用・廃棄時等に排出されるもの。	×
パーフルオロカーボン (PFC)	半導体等製造用や電子部品などの不活性液体などに使用。	×
六フッ化硫黄 (SF6)	変電設備に封入される電子絶縁ガスや半導体等製造用などとして使用。	×
三フッ化窒素 (NF ₃)	半導体の製造等において使用される。	×

4. 計画期間

石川町においては、2017 年度に庁舎移転が行われ CO₂ 排出形態の大きな変化があったことから、2017 年度を基準年度とします、
また、2024 年度から 2030 年度末までを計画期間とします。また、中間年度である 2027 年度に、計画の見直しを行います。

図表 1－4 計画の期間、基準年度、目標年度

計画期間	2024 年度 ～ 2030 年度
基準年度	2017 年度
目標年度	2030 年度

図表 1－5 計画期間のイメージ

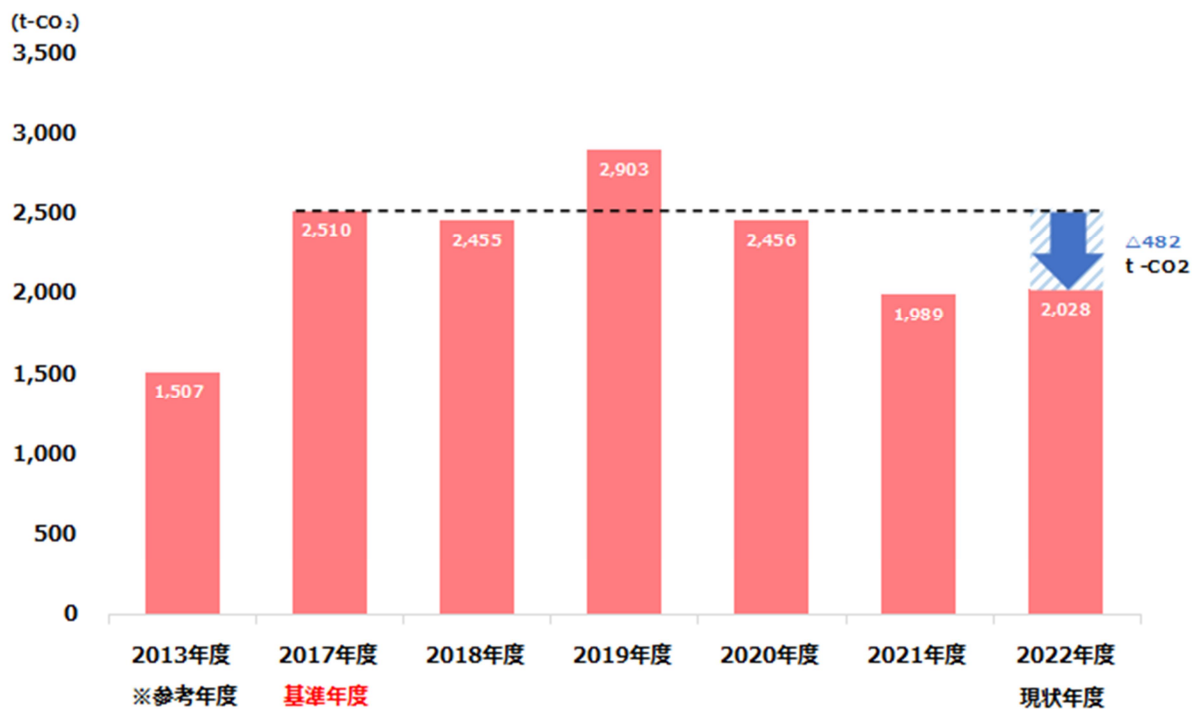
項 目	年 度								
	2013	...	2017	...	2024	2025	2027	...	2030
期間中の事項	参考 年度		基準 年度		計画 開始		計画 見直し		目標 年度
計画期間									

第2章 温室効果ガスの排出状況

第1節 温室効果ガス総排出量

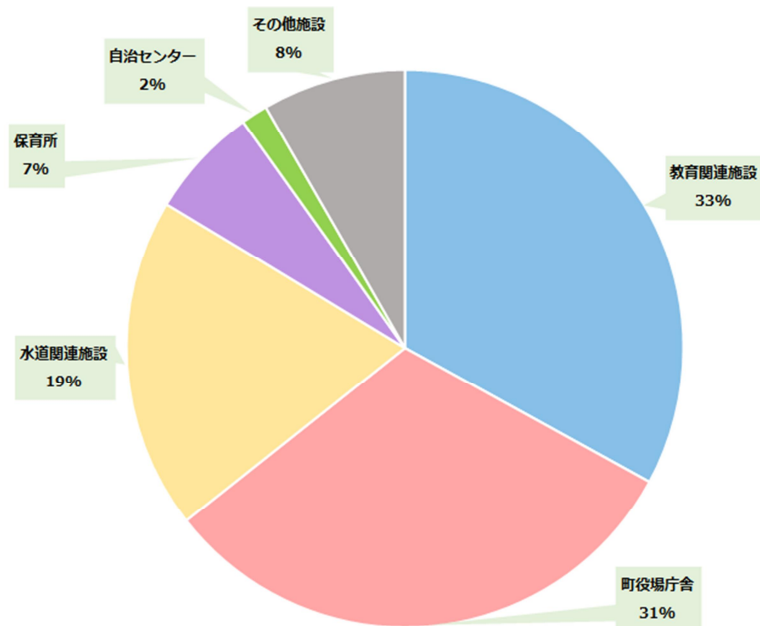
石川町の事務・事業に伴う「温室効果ガス総排出量」は、基準年度である2017年度において、2,510t-CO₂となっています。

図表2-1 石川町の事務・事業に伴う「温室効果ガス総排出量」の推移



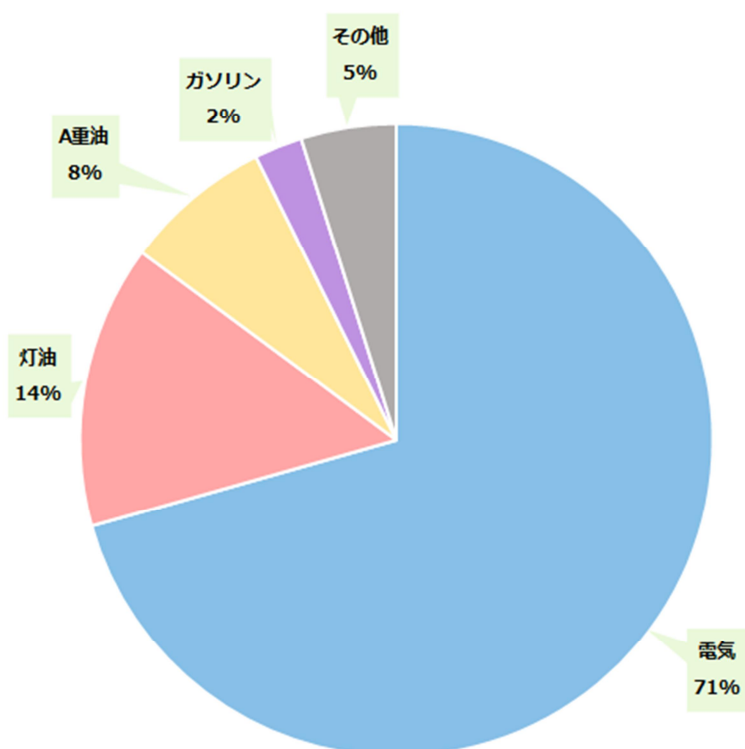
施設別では、小中学校をはじめとする教育課が所管する施設が全体の33%を占め、次いで町役場庁舎31%、水道関連施設19%、保育所7%、自治センター2%、その他施設8%となっています。

図表2-2 施設別の「温室効果ガス総排出量」の割合（2017年度）



また、エネルギー種別では、電気が全体の 71%を占め、次いで灯油 14%、A 重油 8%、ガソリン 2%、その他エネルギー5%となっています。

図表 2 - 3 エネルギー種別の「温室効果ガス総排出量」の割合（2017 年度）



コラム SDGs（持続可能な開発目標）について

SDGs とは、「持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals）」のことを指し、先進国・途上国すべての国を対象に、経済・社会・環境の 3 つの側面のバランスがとれた社会を目指す世界共通の目標として、17 のゴールとその課題ごとに設定された 169 のターゲット（達成基準）から構成されており、持続可能でよりよい世界を目指すために、2030 年までに達成することが目標とされています。



第2節 温室効果ガスの排出削減に向けた課題

石川町の事務・事業に伴う温室効果ガスの排出量削減に向けた課題を、施設別に示します。

1. 教育関連施設

小・中学校でのエアコン利用など、新たな電気の需要が発生しており、CO₂ 排出量が増加しています。熱中症対策などのため今後も電気の需要が続くと予想されます。電気の利用に伴う CO₂ 排出量を減少させるための取り組みが必要です。

2. 公共施設（石川町役場庁舎・自治センター等）

石川町役場や各地区の自治センターなど、多様な方々が利用する施設で CO₂ 排出量が増加しています。これらの公共施設においては、利用者の増減にかかわらず、電気や燃料の利用に伴う CO₂ 排出量を減少させるための取組が必要となります。

3. 水道関連施設

水道関連施設については、石川町の各地に水を安定して供給するための施設が整備されています。これらの施設については、老朽化が進んでいる施設も多数存在していることから、施設更新の際により CO₂ 排出量の少ない施設・設備を整備し、省エネルギーを推進することが必要です。

4. 保育所

石川町においては、保育施設の統廃合を行いました。新設する認定こども園においては、再生可能エネルギー設備と省エネルギー設備の導入を行い CO₂ 排出量減少のための施設整備を行っていますが、教育関連施設と同じく電気の需要が多いと思われることから、電気の利用に伴う CO₂ 排出量を減少させるための取り組みが必要です。

5. 公用車

公用車の走行距離増加に伴い、CO₂ 排出量が増加しています。公用車の利用頻度も増加している傾向があります。

公用車の更新に当たっては、電動車（EV・FCV・PHEV・HV）へ代替することで CO₂ 排出量を減少させることができます。また、利用者へのエコドライブの徹底や公用車の利用頻度を下げるような仕事の進め方にシフトすることも必要です。

第3章 温室効果ガスの排出量削減目標

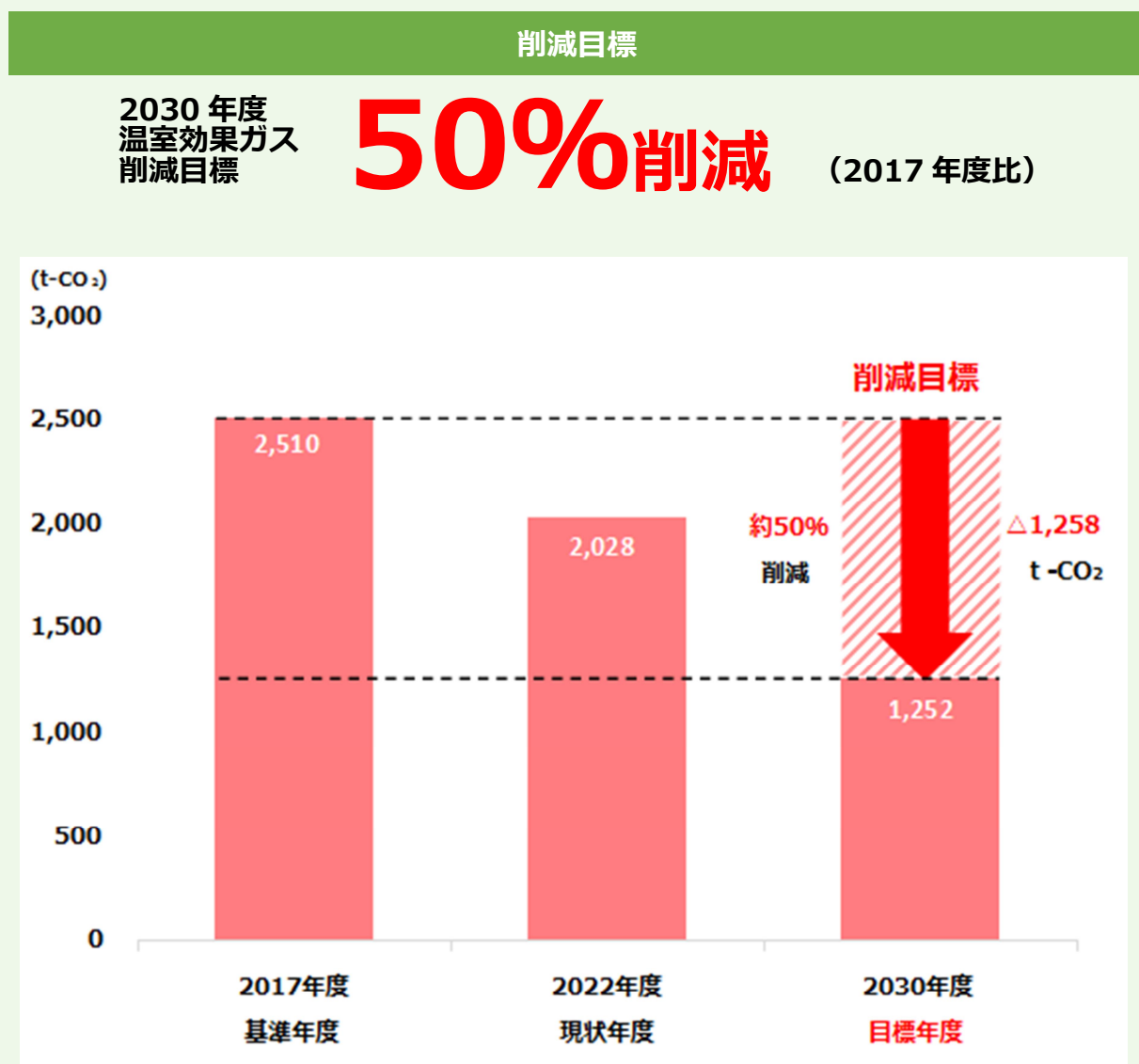
第1節 目標設定の考え方

地球温暖化対策計画等を踏まえて、石川町の事務・事業に伴う温室効果ガスの排出削減目標を設定します。

第2節 温室効果ガスの削減目標

国では、2050年までの脱炭素社会の実現に向け、2021年4月に、「2030年度に、温室効果ガスを2013年度から46%削減することを目指し、さらに、50%の高みに向けて挑戦を続ける」とする目標を示しました。

石川町の温室効果ガス排出量の削減目標は、国及び県の目標を踏まえ、以下の通り設定します。



第4章 温室効果ガス削減目標達成に向けた取組

第1節 基本方針

目標を達成するためには、職員の省エネルギー活動のような取り組みも必須ではありますが、政府実行計画（図表4-1）に示されるように、施設全体の省エネルギー化及び再生可能エネルギーをはじめとしたクリーン・エネルギーの活用が必要となります。

よって、石川町では以下のとおり基本方針を設定し、目標達成に向けて取り組みを行っていきます。

1 公共施設の運用改善

施策① 電気使用量の削減

施策② 資源の効率的な利用

施策③ 廃棄物の削減



2 公共施設の省エネルギー化

施策① 公共施設照明のLED化

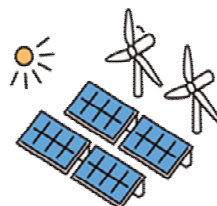
施策② 省エネルギー設備への転換



3 再生可能エネルギーの積極活用

施策① 再生可能エネルギー設備の導入

施策② 再生可能エネルギー由来電力の導入



4 電動車の率先導入

施策① 電動車の導入

施策② 充電設備の整備促進



図表 4 - 1 政府実行計画に新たに盛り込まれた主な措置の内容とその目標

措置	目標
太陽光発電の最大限の導入	2030 年度には設置可能な建築物（敷地を含む。）の約 50%以上 に太陽光発電設備を設置することを目指す。
建築物における省エネルギー対策の徹底	今後予定する新築事業については原則 ZEB Oriented 相当以上とし、2030 年度までに 新築建築物の平均で ZEB Ready 相当となることを目指す。
電動車の導入	代替可能な電動車（EV、FCV、PHEV、HV）がない場合等を除き、 新規導入・更新 については 2022 年度以降全て電動車 とし、ストック（使用する公用車全体）でも 2030 年度までに 全て電動車 とする。
LED 照明の導入	既存設備を含めた政府全体の LED 照明の導入割合を 2030 年度までに 100% とする。
再生可能エネルギー電力調達の推進	2030 年度までに各府省庁で調達する電力の 60%以上 を再生可能エネルギー電力とする。
廃棄物の 3R + Renewable	プラスチックごみをはじめ庁舎等から排出される廃棄物の 3R + Renewable を徹底し、 サーキュラーエコノミーへの移行 を総合的に推進する。

図表 4 - 2 基本方針及び施設の廃止による温室効果ガス排出量削減見込み量

項目	温室効果ガス排出量削減見込み量
基本方針 1 公共施設の運用改善	15,029kg - CO₂
基本方針 2 公共施設の省エネルギー化	106,700kg - CO₂
基本方針 3 再生可能エネルギーの積極活用	675,989kg - CO₂
基本方針 4 電動車の率先導入	3,000kg - CO₂
施設の廃止	457,682kg - CO₂
計	1,258,400kg - CO₂

第2節 基本方針にもとづく施策・指標、取組内容

本節では、基本方針ごとの施策と指標、削減できる CO₂ 排出量を示します。

基本方針①

公共施設の運用改善

●概要

温室効果ガス排出量を削減するためには、施設・設備の省エネルギー化を図るとともに運用改善についても積極的に取り組むことが必要となります。

よって、各施設において省エネルギー診断を行うことで、運用改善により削減可能な温室効果ガス排出量を明確化するとともに、下記の取組を推進していくことにより温室効果ガス排出量を削減します。

●施策及び施策指標

施策① エネルギー使用量の削減

施策指標	現状値 (R5)	目標値 (R12)
省エネルギー診断実施施設数 (累計)	0 件	10 件
省エネルギー化のための取組を実施している施設数 (累計)	1 件	11 件

施策② 資源の効率的な利用

施策指標	現状値 (R4)	目標値 (R12)
印刷製本にかかる費用削減	8,612 千円	4,306 千円

※令和 5 年度途中より決裁電子化が導入されたため、効果を測定するために令和 4 年度を現状値とする。

施策③ 廃棄物の削減

施策指標	現状値 (R5)	目標値 (R12)
可燃ごみ排出量 (石川町公共施設計)	47,300kg/年	42,570kg/年

●施策実施予定施設及び施設ごとの削減目標

施設名称	取り組み施策	温室効果ガス排出量 削減目標(kg-CO ₂)
石川自治センター	不要照明の消灯等	479kg-CO ₂
野木沢自治センター	不要照明の消灯等	282kg-CO ₂
母畑自治センター	不要照明の消灯等	143kg-CO ₂

川井地区集会所	施設利用頻度の低減	321kg-CO ₂
石川小学校	冷暖房の運用改善	9,652kg-CO ₂
町民野球場	夜間照明の効率的な運用	4,152kg-CO ₂

基本方針 1 「公共施設の運用改善」により削減できる温室効果ガス排出量

15,029kg – CO₂

コラム 「脱炭素化につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動（デコ活）」

●脱炭素化につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動（デコ活）とは？

デコ活とは、2050年カーボンニュートラル及び2030年度削減目標の実現に向けて、行動変容、ライフスタイル変革を促すために、2022年10月に新たに立ち上げられた国民運動です。衣食住にわたる国民の将来の暮らしの全体像「脱炭素につながる新しい豊かな暮らしの10年後」の絵姿を描き、具体的なアクションを提案するとともに、官民連携による脱炭素化による豊かな暮らし創りに向けた取り組みを展開することで、新たな消費・行動の喚起とともに、国内外での脱炭素型の製品・サービスの需要創出にもつなげていくとしています。

●「脱炭素化につながる新しい豊かな暮らしの10年後」の絵姿



【(出典) 脱炭素化につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動サイト (環境省)】

●概要

2023 年 11 月の「水銀に関する水俣条約 第 5 回締約国会議」において、一般照明用の蛍光灯ランプの製造輸出入を、2027 年度までに段階的に廃止することが決定されました。

よって、石川町においても 2027 年度に向けて段階的に照明の LED 化を行う必要があります。

また、照明以外の施設・設備についても省エネルギー化を図ることで温室効果ガス排出量を削減し、公共施設の Z E B 化に向けた取り組みについても積極的に取り組んでいきます。

このことから、公共施設総合管理計画及び公共施設個別施設計画と整合性を図りながら、下記の取組を推進します。

●施策及び施策指標

施策① 公共施設照明の L E D 化

施策指標	現状値 (R5)	目標値 (R12)
LED 化済の公共施設数 (累計)	3 件	36 件

施策② 施設・設備の省エネルギー化

施策指標	現状値 (R5)	目標値 (R12)
省エネルギー設備への転換を行った施設数 (累計)	0 件	2 件
Z E B 認定公共施設数 (累計)	0 件	1 件

●施策実施予定施設及び施設ごとの削減目標

施設名称	取り組み施策	温室効果ガス排出量 削減目標(kg-CO ₂)
沢田自治センター	照明機器の LED 化	861kg-CO ₂
中谷自治センター	照明機器の LED 化	350kg-CO ₂
山橋自治センター	照明機器の LED 化	425kg-CO ₂
小金塚污水处理場	省エネルギー機器へ転換	10,281kg-CO ₂
駅前駐車場	照明機器の LED 化	512kg-CO ₂
母畑レークサイドセンター	照明機器の LED 化	— kg-CO ₂
石川町消防団屯所 (29 ヶ所)	照明機器の LED 化	5,081kg-CO ₂
保健センター	照明機器の LED 化	1,867kg-CO ₂
屋内ゲートボール場	照明機器の LED 化	324kg-CO ₂
石川中学校	照明機器の LED 化	13,317kg-CO ₂
文教福祉複合施設 (モトガッコ)	ZEB 化に向けた省エネ改修	12,763kg-CO ₂

勤労青少年ホーム	照明機器の LED 化	461kg-CO ₂
石川町総合体育館	照明機器の LED 化	52,798kg-CO ₂
石川町体育館	照明機器の LED 化	3,192kg-CO ₂
外模監視所	照明機器の LED 化	14kg-CO ₂
亀堀取水場	照明機器の LED 化	218kg-CO ₂
赤羽浄水場・配水池	照明機器の LED 化	317kg-CO ₂
上沢井監視所	照明機器の LED 化	13kg-CO ₂
形見ポンプ場	照明機器の LED 化	254kg-CO ₂
母畑レークサイドポンプ場 1	照明機器の LED 化	25kg-CO ₂
一本松ポンプ場	照明機器の LED 化	1,733kg-CO ₂
母畑レークサイドポンプ場 2	照明機器の LED 化	21kg-CO ₂
矢ノ目田ポンプ場	照明機器の LED 化	3kg-CO ₂
鹿ノ坂ポンプ場	照明機器の LED 化	538kg-CO ₂
宮城ポンプ場	照明機器の LED 化	40kg-CO ₂
谷津ポンプ場	照明機器の LED 化	32kg-CO ₂
曲木配水池	照明機器の LED 化	7kg-CO ₂
小金塚団地汚水処理施設 中継ポンプ場	省エネルギー機器へ転換	64kg-CO ₂
大日向ポンプ場	照明機器の LED 化	235kg-CO ₂
長久保ポンプ場	照明機器の LED 化	243kg-CO ₂
飛ヶ作配水池	照明機器の LED 化	8kg-CO ₂
猫啼ポンプ場	照明機器の LED 化	2kg-CO ₂
豆ヶ平ポンプ場	照明機器の LED 化	200kg-CO ₂
須沢ポンプ場	照明機器の LED 化	348kg-CO ₂
大下ポンプ場	照明機器の LED 化	153kg-CO ₂
共同福祉施設	照明機器の LED 化	－ kg-CO ₂

基本方針 2 「公共施設の省エネルギー化」により削減できる温室効果ガス排出量

106,700kg – CO₂

●概要

太陽光や風力等の再生可能エネルギーは、発電において温室効果ガスを排出しないことから、その導入推進は地球温暖化対策に必要不可欠です。また、太陽熱やバイオマス熱、廃棄物処理に伴う廃熱、温泉熱、地中熱等の再生可能エネルギー熱の活用推進も効果的です。

よって、PPA方式やリース契約等の第三者所有モデルを活用しながら、公共施設へ再生可能エネルギー設備の積極導入を行うとともに、再生可能エネルギー設備の導入が困難である公共施設については、再生可能エネルギー由来電力の導入を行うことで石川町の事務・事業における温室効果ガス排出量の低減を図ります。

●施策及び施策指標

施策① 再生可能エネルギー設備の導入

施策指標	現状値 (R5)	目標値 (R12)
再生可能エネルギー設備の導入件数 (公共施設) (累計)	3 件	10 件

施策② 再生可能エネルギー由来電力の導入

施策指標	現状値 (R5)	目標値 (R12)
再生可能エネルギー由来電力の導入件数 (公共施設) (累計)	0 件	1 2 件

●施策実施予定施設及び施設ごとの削減目標

施設名称	取り組み施策	温室効果ガス排出量 削減目標(kg-CO ₂)
本庁舎	再生可能エネルギー由来電力 の導入	235,810kg-CO ₂
沢田自治センター	再生可能エネルギー由来電力 の導入	2,207kg-CO ₂
中谷自治センター	再生可能エネルギー由来電力 の導入	5,085kg-CO ₂
山橋自治センター	再生可能エネルギー由来電力 の導入	2,180kg-CO ₂
旧中谷第二小学校	再生可能エネルギー由来電力 の導入	15,504kg-CO ₂
旧南山形小学校	再生可能エネルギー由来電力 の導入	5,977kg-CO ₂

母畑レークサイドセンター	再生可能エネルギー由来電力の導入	32,392kg-CO ₂
石川合同庁舎	再生可能エネルギー由来電力の導入	16,484kg-CO ₂
観光街路灯	再生可能エネルギー由来電力の導入	－ kg-CO ₂
南町公衆トイレ	CO ₂ 排出係数の小さい電力プランへの切り替え	3,442kg-CO ₂
まちなか公衆トイレ	CO ₂ 排出係数の小さい電力プランへの切り替え	2,243kg-CO ₂
駅前公衆トイレ	CO ₂ 排出係数の小さい電力プランへの切り替え	1,313kg-CO ₂
石川小学校	CO ₂ 排出係数の小さい電力プランへの切り替え 再生可能エネルギーの増設検討	69,939kg-CO ₂
石川中学校	CO ₂ 排出係数の小さい電力プランへの切り替え 再生可能エネルギー設備の新設検討	48,320kg-CO ₂
温水プール	CO ₂ 排出係数の小さい電力プランへの切り替え	63,258kg-CO ₂
母畑浄水場	再生可能エネルギー由来電力の導入	153,236kg-CO ₂
轡取ポンプ場	再生可能エネルギー由来電力の導入	1,507kg-CO ₂
共同福祉施設	再生可能エネルギー由来電力の導入	17,092kg-CO ₂

基本方針 3 「再生可能エネルギーの積極活用」により削減できる温室効果ガス排出量

675,989kg – CO₂

基本方針④

電動車の率先導入

●概要

車両については、政府方針において 2035 年以降に発売される車両は電動車（EV、HV、PHV、FCEV）の比率を 100%にすることが示されており、公用車への段階的な電動車への転換を行わなければなりません。

このことから、今後導入する公用車は原則的にHV車を導入するとともに、段階的な電気自動車（EV車）及び燃料電池自動車（FCV車）等の導入及び充電設備等の対応施設整備を推進します。

●施策及び施策指標

施策① 電動車の導入

施策指標	現状値（R5）	目標値（R12）
電動車の導入台数	7 台	10 台

施策② 充電設備の整備推進

施策指標	現状値（R5）	目標値（R12）
公共施設への充電設備の設置基数	0 件	3 件

●電動車及び充電設備の整備計画

（１）電動車導入計画

	年度別計画					
実施年度	2025 年度	2026 年度	2027 年度	2028 年度	2029 年度	2030 年度
削減可能 CO2 排出量	－ kg	－ kg	－ kg	1,000kg	1,000kg	1,000kg
予定車両数	－	－	－	1 台	1 台	1 台

（２）充電設備整備計画

	年度別計画					
実施年度	2025 年度	2026 年度	2027 年度	2028 年度	2029 年度	2030 年度
削減可能 CO2 排出量	－ kg	－ kg	－ kg	－ kg	－ kg	－ kg
予定施設数	1 件	1 件	－	1 件	－	－

基本方針 4「電動車の率先導入」により削減できる温室効果ガス排出量

3,000kg – CO2

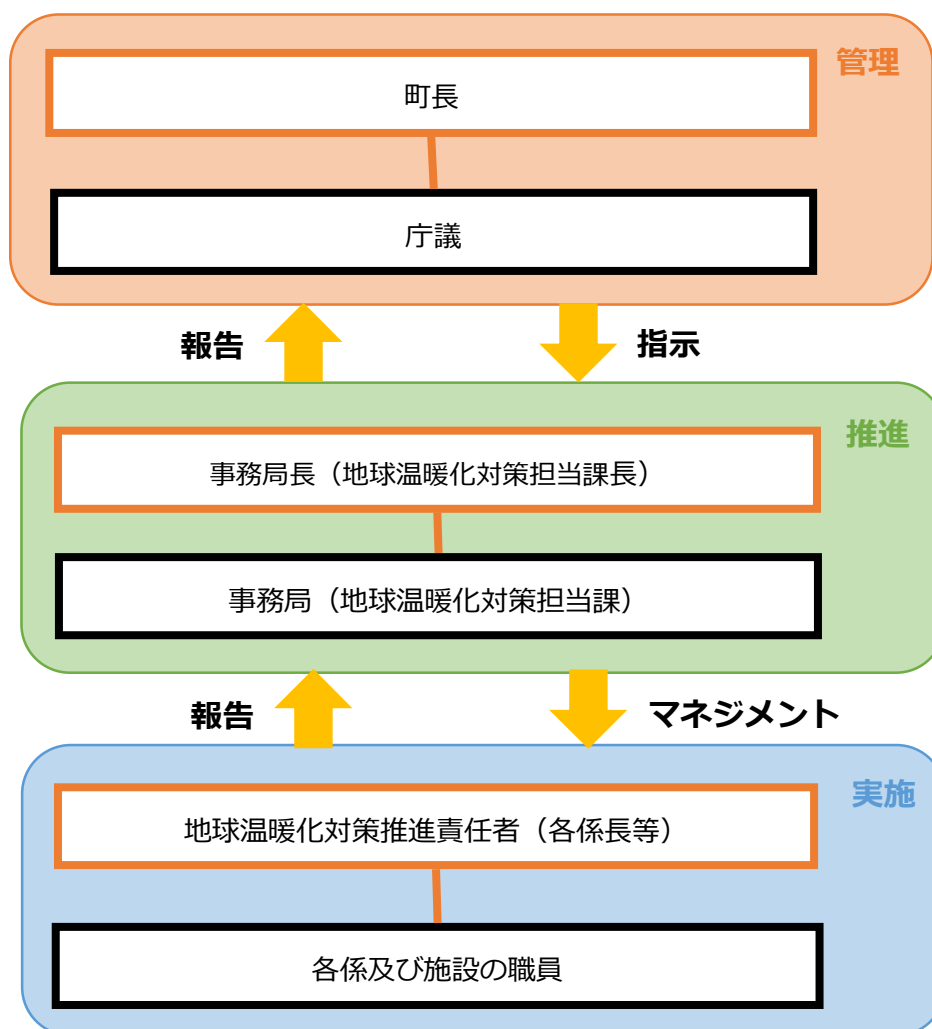
第5章 進捗管理体制と進捗状況の公表

第1節 計画の推進体制

計画を推進するため、地球温暖化対策担当課を事務局として、環境省が提供する事務事業編の策定及び温室効果ガス総排出量の算定・管理を円滑に推進するための支援システムである「地方公共団体実行計画策定・管理等支援システム Local Action Plan Supporting System 通称：LAPSS（ラップス）」を活用し、毎年度 CO₂ 排出量調査及び取組実施状況調査を行い、庁内における次年度以降の CO₂ 排出量削減に向けた目的・問題意識の共有を図ります。

なお、本計画の推進体制の構成については、図表 5-1 のとおりとします。

図表 5-1 推進体制図



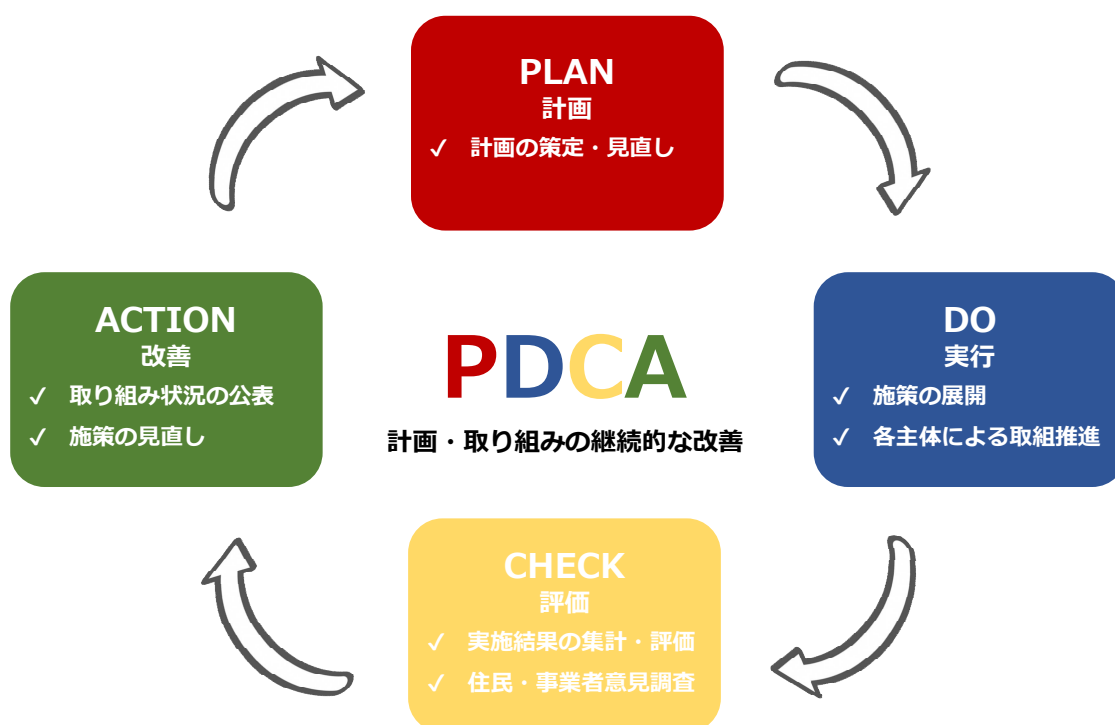
第2節 計画の進捗管理・進捗状況の公表

1. PDCA サイクル

計画の着実な推進を図り、町民・事業者・町の協働による進行管理を行うため、事業計画の策定（Plan）→実施（Do）→点検・評価（Check）→見直し（Action）を繰り返す PDCA サイクルにより、年度の進行管理を実施していきます。

また、計画本体についても必要に応じて評価・見直しを実施するとともに、取り組み状況について公表・周知をしていきます。

図表 5－2 PDCA サイクルによる計画の進行管理



2. 進捗状況の公表

本計画の進捗状況は、石川町の広報誌やホームページ等で毎年公表します。

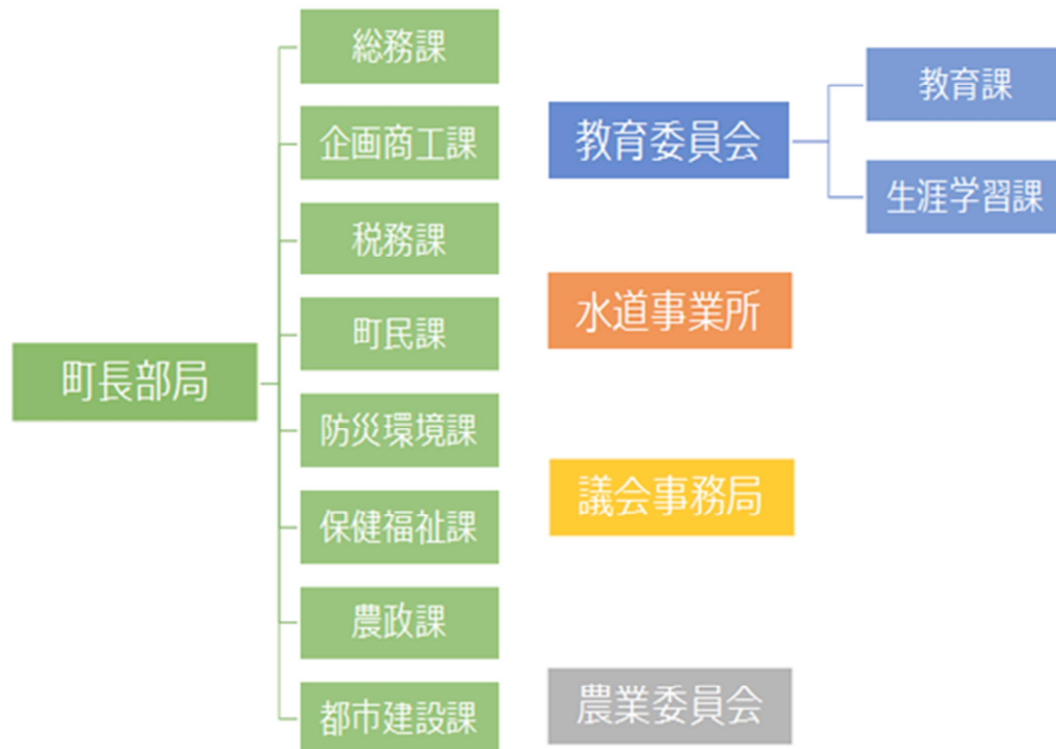
資料編

資料① 事務事業編の対象範囲

本計画策定時における、対象組織及び対象施設の一覧は下記のとおりです。

なお、計画期間内に組織及び施設の新設または廃止が行われた場合には、改定時に変更を行うこととします。

(1) 対象組織の一覧



(2) 対象施設の一覧

施設名称	施設所管課	備考
石川町役場	総務課	
保健センター分室	総務課	
石川自治センター	企画商工課	
沢田自治センター	企画商工課	
中谷自治センター	企画商工課	
山橋自治センター	企画商工課	
野木沢自治センター	企画商工課	
母畑自治センター	企画商工課	
旧中谷第2小学校	企画商工課	
旧南山形小学校	企画商工課	
旧母畑小学校	企画商工課	

旧野木沢保育所	企画商工課	
石川町小金塚団地 共同汚水処理施設	企画商工課	
母畑レークサイドセンター	企画商工課	
石川合同庁舎	企画商工課	
観光街路灯	企画商工課	
石川町消防団屯所 29ヶ所	防災環境課	
川井地区集会所	防災環境課	
南町公衆トイレ	防災環境課	
まちなか公衆トイレ	防災環境課	
駅前公衆トイレ	防災環境課	
野木沢公衆トイレ	防災環境課	
石川町保健センター	保健福祉課	
石川町屋内ゲートボール場	保健福祉課	
町営住宅街路灯	都市建設課	
石川小学校	教育課	
野木沢小学校	教育課	
石川中学校	教育課	
第1保育所	教育課	
第2保育所	教育課	
文教福祉複合施設（モトガッ コ）	生涯学習課	
旧石川町公民館	生涯学習課	
勤労青少年ホーム	生涯学習課	
鈴木重謙屋敷	生涯学習課	
歴史民俗資料館（イシニクル）	生涯学習課	
石川町総合体育館	生涯学習課	
石川町体育館	生涯学習課	
石川町武道館	生涯学習課	
石川町温水プール	生涯学習課	
町民野球場	生涯学習課	
母畑浄水場	水道事業所	
外模監視所	水道事業所	
亀堀取水場	水道事業所	
赤羽浄水場・配水池	水道事業所	
上沢井監視所	水道事業所	

形見ポンプ場	水道事業所	
母畑レークサイドポンプ場 1	水道事業所	
一本松ポンプ場	水道事業所	
母畑レークサイドポンプ場 2	水道事業所	
矢ノ目田ポンプ場	水道事業所	
鹿ノ坂ポンプ場	水道事業所	
宮城ポンプ場	水道事業所	
谷津ポンプ場	水道事業所	
曲木配水池	水道事業所	
小金塚団地汚水処理施設 中継ポンプ場	企画商工課	
大日向ポンプ場	水道事業所	
長久保ポンプ場	水道事業所	
飛ヶ作配水池	水道事業所	
猫啼ポンプ場	水道事業所	
轡取ポンプ場	水道事業所	
豆ヶ平ポンプ場	水道事業所	
須沢ポンプ場	水道事業所	
大下ポンプ場	水道事業所	
石川町共同福祉施設	企画商工課	

資料② 用語集

【あ行】

○ IPCC（気候変動に係る政府間パネル）

気候変動に関する政府間パネルの略称。世界気象機関（WMO）と国連環境計画（UNEP）との協力のもとに、二酸化炭素などの温室効果気体の増加に伴う地球温暖化の科学的・技術的（および、社会・経済的）評価を行い、得られた知見を、政策決定者を始め、広く一般に利用してもらうことを任務として1988年に設立された。

○ 温室効果ガス

太陽からの日射エネルギーは、地表を暖め、暖められた地表からは大気中に熱エネルギー（赤外線）が放出される。この放出された赤外線の一部を吸収し温室効果をもたらす気体の総称を、温室効果ガスと呼ぶ。温室効果ガスの種類には、二酸化炭素、メタン、亜酸化窒素などがある。近代以降、電力や化石燃料などのエネルギーの使用により温室効果ガスが人為的に排出されたことで、温室効果ガスが増大し、これが地球温暖化問題の主な原因となっている。

○ SDGs（持続可能な開発目標）

2015年の国連サミットで採択された、「持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals）」のこと。先進国・途上国すべての国を対象に、経済・社会・環境の3つの側面のバランスがとれた社会を目指す世界共通の目標として、17のゴールとその課題ごとに設定された169のターゲット（達成基準）から構成される。

○ LED 照明

電気を流すと発光する半導体の一種である、発光ダイオード（Light Emitting Diode:LED）を用いた照明。蛍光体に続く、第4世代のあかりとして期待されている。

【か行】

○ カーボンニュートラル

ライフサイクルの中で、二酸化炭素の排出と吸収がプラスマイナスゼロとなることを指す。

○ 気候変動適応法

平成30年（2018年）6月に公布された法律。この法律では、地球温暖化その他の気候の変動に起因して生活、社会、経済及び自然環境における気候変動影響が生じていること、並びにこれが長期にわたり拡大するおそれがあることを踏まえ、国、地方公共団体、事業者国民が気候変動適応の推進のため担うべき役割などを定めている。

。

○ クーリングシェルター

環境省の提唱する仕組みであり、熱中症特別警戒アラート発表時に一般開放される、市町村指定の暑熱避難施設のこと。

【さ行】

○ 再生可能エネルギー

太陽光、風力、水力、地熱、バイオマスなどエネルギー源として持続的に利用することができるエネルギーのこと。

○ サーキュラーエコノミー

従来の3Rの取組に加え、資源投入量・消費量を抑えつつ、ストックを有効活用しながらサービス化等を通じて付加価値を生み出す経済活動であり、資源・製品の価値の最大化、資源消費の最小化、廃棄物発生消費化を目指す活動のことを指す。

○ 「水銀に関する水俣条約 第5回締約国会議」

令和5年10月30日（月曜日）から11月3日（金曜日）まで、スイス・ジュネーブにおいて「水銀に関する水俣条約第5回締約国会議」が開催された国際会議であり、水銀添加製品の規制の見直し、規制の対象となる水銀汚染廃棄物のしきい値等に関する議論が行われ、蛍光灯の製造等をその種類に応じ2027年末までに禁止することに決定された。

○ ZEB（ゼブ）

Net Zero Energy Building（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）の略称で、快適な室内環境を実現しながら、建物で消費する年間の一次エネルギーの収支をゼロにすることを目指した建物のことを指す。

【た行】

○ 地球温暖化対策の推進に関する法律

平成10年（1998年）10月に公布された法律。この法律は、平成9年（1997年）に採択された京都議定書において、日本が温室効果ガスの排出量を平成20年（2008年）～平成24年（2012年）の間に1990年レベルよりも6%削減することを義務づけられたことを踏まえ、国や自治体に温室効果ガスの削減に向けた実行計画の策定、公表を義務づけ、地球温暖化対策の推進を求めたもの。同法律では、国民に対しても、日常生活における温室効果ガスの抑制・削減を求めている。

○ デコ活

2050年カーボンニュートラル及び2030年度削減目標の実現に向けて、行動変容、ライフスタイル変革を促すために、2022年10月に新たに立ち上げられた国民運動のこと。

○ 電動車

エンジンのみではなく、電化（Electrified）することで CO₂ の排出を低減することを実現し、販売されている主なクルマの種類のこと。現在市販されているものとして、主にハイブリッド車（HEV）、プラグインハイブリッド車（PHEV）、電気自動車（BEV）、燃料電池車（FCEV）の 4 つを指す。

【は行】

○ パリ協定

2015 年 11 月末から 12 月中旬に、パリで開催された気候変動枠組条約第 21 回締約国会議（COP21）において採択された、2020 年以降の地球温暖化対策の新たな枠組みをとりきめた協定。史上初めて、温室効果ガスの排出削減の取り組みに途上国も含む全ての国が参加する枠組み。今世紀後半に温室効果ガス排出の「実質ゼロ」を目指すことが盛り込まれたほか、条約に加盟するすべての国が自主的に削減目標を作成し、国連に提出、対策をとり、5 年ごとに見直すことが義務づけられた。

○ PPA 方式

発電事業者の費用負担により太陽光発電設備を設置し、所有・維持管理をしたうえで、発電設備で発電された電気を需要家に供給し、需要家は使用した電力量に応じて電気料金を事業者を支払う仕組みのことを指す。なお、太陽光発電設備を需要家の敷地内に設置する場合はオンサイト PPA、需要家の敷地外に設置する場合はオフサイト PPA という。

【ら行】

○ LAPSS（地方公共団体実行計画策定・管理等支援システム）

環境省が開発する、地方公共団体実行計画（事務事業編・区域施策編）における温室効果ガス総排出量の算定・管理の支援等を目的としたシステムで、『地方公共団体実行計画策定・管理等支援システム「Local Action Plan Supporting System（通称 LAPSS）」のこと。

LAPSS を利用することにより、実行計画の策定・運用に係る事務負担の軽減や、排出量算定精度の向上が見込まれる。



第2次石川町地球温暖化防止実行計画 事務事業編

〔発行〕

令和6年12月

石川町防災環境課

〒963-7893 福島県石川郡石川町字長久保185-4

TEL : 0247-26-9122

FAX : 0247-26-0360

MAIL : kankyo@town.ishikawa.fukushima.jp

HP : <https://www.town.ishikawa.fukushima.jp/>